



認定こども園くるみ 雪中運動会 2/8

- お試し暮らし「移住体験住宅」について
- 家賃と引越し費用の助成事業受付中です
- 児童等に関する各種手当制度のお知らせ
- 農委だより

移住促進 国際交流

お試し暮らし

「移住体験住宅」



「近所先生加工教室「みそづくり合宿」町内の参加者とともにみそづくり挑戦した道内大学の留学生9名とワーキングホリデーの竹下さん（写真右）

道内大学留学生を

受け入れました

北海道大学や北海道教育大
学札幌校の留学生が2月13日
から15日の間、移住体験住宅
を利用し、ご近所先生加工教
室「みそづくり合宿」に参加
しました。

同教室は秩父別振興公社が
主催し、国際交流を推進する
地域おこし協力隊の式部絢子
さんが中心となって企画。

町内の参加者とともに、中
国、台湾、ベトナム、マレー
シア、アメリカからの留学生
9名が日本の文化を体験しま
した。

ワーキングホリデーを

受け入れました

「ふるさとワーキングホリ
デー」の一環として、慶應義
塾大学3年生の竹下力哉さん
と法政大学2年生の橋本香月
さんが、町の「移住体験住宅」
を利用しながら秩父別振興公
社等で就業体験しました。

このワーキングホリデー

秩父別町に移住を希望又は検討している方や、テレワークを検討して
いる事業者に対し、一定期間、町内での生活、環境、雰囲気を経験して
もらうため、町有住宅等を改修して「移住体験住宅」を整備しました。

は、都市部に暮らす学生など
が地域に一定期間滞在し、働
きながら住民との交流を体験
する総務省の事業で、竹下さ
んは2月1日から20日間、ふ
るさと納税の返礼品発送など
の業務を体験しました。また、
竹下さんの語学力を生かして
「移住体験住宅」説明書など
を英訳いただきました。

橋本さんは、2月20日から
3月15日までの間、秩父別温泉
でレストランの接客業務や売
店レジ業務、農産物加工セン
ターでの業務、各種イベント
などで就業体験をしています。



秩父別温泉で就業体験をする橋本さん

利用者を募集しています

◆移住体験住宅（2棟2戸）

住宅名称	所在地	間取り	入居定員
移住体験住宅A	秩父別町2条2丁目（中央東）	3LDK	6名
移住体験住宅B	秩父別町2条2丁目（中央東）	3LDK	6名

◆住宅使用料 夏期間（5月～10月）：1日あたり1,667円
冬期間（11月～4月）：1日あたり2,000円

◆利用可能期間 3日以上30日以内

- 2泊3日の利用の場合は3日分の料金が発生します。
- 住宅使用料には、光熱費（電気料、上下水道料、灯油代、ガス代）、インターネット回線使用料（Wi-Fi環境有）、放送受信料を含みます。
- 寝具は備え付けておりませんので、持参いただくか、レンタル業者をご利用ください。
- 家具、電化製品、食器等の一般的な物品は各住宅に取り揃えています。
- 利用要件などの詳細については、町ホームページをご覧ください。

◆お問い合わせ 役場企画課企画グループ 電話33-2111（内線72）

【姉妹町・香川県綾川町】
藤井賢町長が引退の意向を表明され、
神薮町長が表敬訪問しました



(左から) 谷岡参事・福家副議長・藤井町長・神薮町長・碓石議長・松井教育長

香川県綾川町（姉妹町）の藤井賢町長が今限りで引退を表明をされ、2月13日、神薮町長が表敬訪問のため綾川町役場を訪れました。

現在、88歳を迎えられた藤井町長は、全国最高齢の首長としてご活躍されています。

藤井町長は、昭和4年5月28日に農家のご長男としてお生まれになり、昭和32年に28歳で綾南町（現綾川町）議会議員に初当選。

その後、昭和38年には香川県議会議員に初当選され、24年間にわたり綾南町の発展にご尽力されました。昭和62年8月には綾南町長に就任され、平成18年3月の綾上町との合併後、綾川町初代町長に就任。平成24年からは全国で最高齢の首長としてご活躍されています。

表敬訪問した神薮町長からは、昨年3月の「ちっくく」落成記念式に出席いただいたことをはじめ、姉妹町として永年お世話になった感謝の気持ちが伝えられ、約60年にわたる政治生活に敬意を表しました。

高橋はるみ知事
「キッズスクエアちっくく」を
視察しました



2月23日、高橋はるみ知事が「地域訪問」事業として来町し、「キッズスクエアちっくく」を視察しました。

知事は遊具や設備などの説明を受けながら施設内をまわり、「天候を気にせず、子どもたちが遊ぶことができるのは非常にすばらしい」と話しました。

また、今年7月オープン予定の屋外遊戯場についても説明を受け、ちっくくの2階から建設場所の説明も受けました。

知事は、秩父別町の人口が増えたことに触れ、「このゾーンで幅広い世代の方がたくさん利用することを大いに期待しています」と話しました。

【安全・安心な地域づくり】
町と秩父別郵便局が包括連携協定
を締結しました



子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、町と秩父別郵便局（日本郵便株式会社）が包括連携協定を結びました。

これまでも災害発生時に郵便局ネットワークを活用した広報活動などの協力や高齢者の見守りに関する協定を締結していましたが、今回は子どもの見守りについて規定されたことに加え、不法投棄や道路の損傷などを発見した際には町に連絡するなどの項目も規定されました。

2月2日、秩父別郵便局の今井誉民局長が役場庁舎を訪れ、神薮町長と協定書に署名しました。

助成事業受付中です!!

家賃助成

	新婚世帯・子育て支援家賃助成	町内就業者定住促進家賃助成
対象世帯	新婚世帯 婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯 子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯	町内の民間事業所に通年雇用されている常勤職員の方（新規採用者、町内での新規開業者を含む）で、平成28年10月1日以降に町外から転入し賃貸住宅に居住する世帯
助成額	家賃の自己負担額（家賃－住宅手当）のうち25,000円を超えた額を助成します。町外からの転入世帯や高校生以下を3人以上養育している世帯は、自己負担額のうち20,000円を超えた額を助成します。ただし、いずれも月額25,000円が助成上限です。	世帯の所得により家賃の自己負担額（家賃－住宅手当）が10,000円、又は12,000円になるように差額を助成します。ただし、月額25,000円が助成上限です。
対象住宅	民間賃貸住宅（アパート、戸建て借家等）、公的賃貸住宅（町営住宅等） ただし、2親等以内の親族が所有する住宅での賃貸は助成対象外です。	

町営住宅の設備が充実します！（新規入居する家賃助成対象者）



町が設置する設備	①灯油式給湯器（台所、洗面所、浴室用） ②石油ストーブ（居間） ③ガスレンジ ④照明器具（各室） ⑤カーテン（各室）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の充実により、その分家賃が高くなります。（家賃助成を受けることで、自己負担額は低く抑えられます。） ・個人で用意したものを設置しても差し支えありません。 ・リースのガス給湯器が設置してある住宅は、給湯器以外が対象です。 ・この制度は、1回に限り利用することができます。 ・既に町営住宅等に入居している世帯は対象外です。

引越し費用助成

対象世帯	平成28年10月1日以降に町外から転入し3年以上定住する意思がある次の世帯 新婚世帯 婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯 子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯
助成額	新婚世帯 定額20万円 子育て世帯 定額20万円（高校生以下のお子さんが3人以上の場合は定額30万円） ただし、勤務先から移転料が支給される場合は、移転料を控除した額を助成します。 ※3年未満で転出した場合は、助成金を返還していただきます。
申請期限	住民票の異動日から30日以内
対象住宅	民間賃貸住宅、公的賃貸住宅、持家のほか、実家への転入も助成対象です。

このほかの要件・手続きの詳細は、お問い合わせいただくか、町ホームページでご確認ください。

◆お問い合わせ 役場建設課建設グループ 電話 33-2111（内線93）

児童等に関する各種手当制度のお知らせ

児童手当

児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。

○支給対象

0歳から15歳に達する日以降最初の3月31日まで（中学校修了前）の子を養育し、日本国内に住所を有する方に支給されます。所得制限以上の方は特例給付となります。

○支給方法・時期

受給者名義の口座へ2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを振り込みます。

○支給額（月額）

区分	手当
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校終了前	10,000円 (第3子以降15,000円)
中学生	10,000円
特例給付	5,000円

児童扶養手当

父親または母親のいない家庭の児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。児童の心身に障がいがあるときは20歳未満）の母または父、あるいはその児童を養育している人に支給されます。また、父親又は母親に一定の障がいがある場合も支給されます。

（所得制限あり）

○支給額（月額） 全部支給 42,500円 一部支給 42,490円～10,030円（所得により異なります）

○支給方法・時期 受給者名義の口座へ4月・8月・12月にそれぞれ前月分までを振り込みます。

特別児童扶養手当

中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育介護されている人に支給されます。

（所得制限あり）

○支給額（月額） 障がい程度1級 51,700円・2級 34,430円

○支給方法・時期 受給者名義の口座へ4月・8月・11月にそれぞれ前月分までを振り込みます。（11月は当月分を含む。）

障害児福祉手当

特別障害者手当

知的障がい又は身体障がいがあるために、日常生活において常に介護を必要とする在宅障がい者に支給されます。なお、対象者の年齢により手当の名称が異なります。

○支給方法・時期

受給者名義の口座へ2月・5月・8月・11月にそれぞれ前月分までを振り込みます。

○支給額（月額）

区分	手当
障害児福祉手当(20歳未満)	14,650円
特別障害者手当(20歳以上)	26,940円

平成30年度固定資産縦覧帳簿の縦覧について

下記のとおり、土地または家屋の評価額等を記載した「縦覧帳簿」を縦覧することができます。
これにより納税者が他の土地・家屋の評価額を見ることができ、自分の土地・家屋の評価が適正かどうか確認することができます。

■ 縦覧できる方

土地または家屋の固定資産税納税者

■ 期 日

平成30年 **4月2日**～**6月25日**まで
午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

■ 場 所

役場庁舎内 総務課

■ お問い合わせ

総務課総務グループ（税務担当）

33-2111（内線35）



自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、毎年4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■ 引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

平成30年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■ 変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

▶ 札幌道税事務所自動車税部 ☎ (011) 746 - 1197



平成30年度自衛官等募集案内

● 一般曹候補生

応募資格	平成31年4月1日現在、日本国籍を有し、18歳以上27歳未満の男女
受付期間	平成30年3月1日（木）～5月1日（火）
試験期日	第1次試験：5月26日（土）
試験会場	受付時にお知らせします。

● お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊 (0166-54-5617) 又は役場総務課総務グループまで